

WIPO 調停～知財権訴訟事件の解決への道

筆者：タミー・テリー (TAMMY TERRY)

調停は、当事者にとって、膨大な費用が発生し得る訴訟沙汰とならずに紛争を解決するための経済的かつ効果的な方法として、人気を得ていました。1994年設立されたWIPO仲裁調停センターが、プライベートパーティー間の国際商事紛争のためにもう一つの紛争解決選択肢を提供し続けています。

調停とは、中立の第三者、すなわち、調停人による、当事者間紛争の和解の促進を指します。数百年前に遡って、中東及び中国を含み、世界中のいろんな場所で様々な形式の調停が存在しましたが、調停は、1970年代において滞留案件が深刻な米国訴訟のもう一つの紛争解決手続（ADR、裁判外紛争解決手続）の正式な方法として人気を得ていました。調停を行うには、通常、紛争の当事者が調停を申し込むことに合意を得なければなりません。しかしながら、いくつかの場合、当事者は司法機関により調停出席を命じられることがあります。調停において、調停人は、様々なテクニックを駆使して紛争を解決する合意（通常、和解契約書（和解書）に正式に纏められる）に達するように当事者を支援します。そして、能力の高い調停人は紛争解決を促進しようと努力して一方の当事者又は両方の当事者に難題を与える場合がありますが、どのような契約条件で紛争を解決するかについての最終的な判断は常に、当事者に委ねます。和解契約書を締結することによって、当事者は、紛争のコストと紛争自体で頭を悩ますことなく、自身の主要な事業に専念することに返ることができます。

当事者の選択の権利は、調停において最も貴重な側面の一つです。裁判沙汰になると、この先どうなるかは裁判官や陪審が決めることで、当事者はもう選択の余地がありません。一方で、調停において、当事者は、合意に達するために受け入れられる契約条件を選択します。この選択の権利は、調停を、仲裁などの他の

形式の ADR から切り離す点ともなります。仲裁の場合、1 名又は複数名の仲裁人が、どの当事者が紛争で「勝つ」かを判断するために任命されます。

また、調停は費用対効果が高いです。ほとんどの調停人は、いくつかの代理人がクライアントに請求する 1 日の請求可能な時間の費用よりも安価な固定手数料を請求します。調停人の手数料は、準備時間の手数料と案件調停にかかった時間の手数料とを含みます。調停セッションは通常、1 日で完了します。必要であれば、和解契約書の仕上げのフォローアップ時間が加算されます。当事者の代理人が調停に出席したことによって発生した請求可能な時間の数は、裁判を通じる訴訟に必要な時間と比べると、最小限とも言えます。調停が順調に行われた場合、成功した調停によって更なる訴訟費用が打ち切られるから、調停はもちろん、最も費用対効果の高い方法です。

調停は、知的財産関連事件の訴訟当事者にとって有力なツールとも言えます。知的財産に独特な特定の問題とそのような事件の複雑さにより、その訴訟費用は他の種類の訴訟よりも更に嵩張る場合があります。知的財産関連事件は他の事件にない特定の問題が存在するため、適した調停人を選ぶことが非常に重要です。知的財産案件を調停するのに特定の知的財産経験を持つことを調停人に求めるような具体的な法律や規則は存在しませんが、実務上、知的財産関連訓練及び経験を持つ調停人は通常、知的財産経験のない調停人よりも、はるかに効果的かつ貴重です。調停人を選ぶ際に、案件が既に訴訟段階に入ったか、そうであれば、訴訟が係属中の場合、当事者間の協力の度合いを含み、いろいろな要因を検討すべきです。いくつかの場合、裁判所は当事者に特定の調停人と調停を行うよう命じます。それ以外であれば、裁判所は、当事者に調停人を選ばせません。またいくつかの状況において、当事者は、裁判官が決める前に、自身で調停人について合意を求める場合もあります。

WIPO 仲裁調停センター (WAMC) は、プライベートパーティー間の国際商事紛争を解決するための別の紛争解決手続 (ADR、裁判外紛争解決手続) の選択肢を提供するように、1994 年に設立されました。WAMC は、スイスのジュネーブに拠点を置き、シンガポールに追加の事務局を設置しています。WAMC は、ADR 業務を行使するのに適格であるように特定の基準を満たした選別された調停人及び他の ADR スペシャリストへのアクセスを提供します。WIPO 調停規則に基づき、調停に合意した当事者は、可能な調停人の候補者リストを受け取ります。各当事者は、反対する候補者の名前をそのリストから削除することができ、残った候補者に好みの順でランクを付けなければなりません。その後、WAMC は、目的及び好みを考慮した上で、リストに残った候補者から調停人を任命します。好みに合意した調停人の都合が悪い場合やリストから当事者両方にとって受け入れられる候補者が示されていない場合、WAMC はそれにもかかわらず、調停人を任命します。

調停人が任命されると、スケジュールについて合意が得られれば、調停が行われます。調停の典型的なプロセスとして、WAMC により任命された調停人は、案件をよく把握するために、当事者に、案件及び問題の議論内容の纏めなどの資料を調停の前に提出するよう求めます。しかしながら、証拠提出は原則として認められません。

WIPO 調停規則は、調停人の役割を、「調停人が考える適切な方法で当事者間の紛争における問題の解決を促進する」として明白に定義していますが、調停人は「当事者に和解を押し付ける権限を有しない」と記載しています。また、WAMC により任命された調停人は、調停の影響を受けやすそうに見えない問題を解決するために、1 つ又は複数の問題に対し専門家判断の申請などの他の手続や方法を推薦し得て、いくつの場合は仲裁まで推薦することもあります。

調停が完了すると、調停人は直ちに、調停が終了した旨と、終了した日時及び調停によって完全、或いは部分的な和解に至ったかを記載した通知書を WAMC へ発送します。WAMC は、調停人の通知書を機密情報として扱い、和解契約書を執行するためのアクションに関連して必要な場合や法律で定められた場合を除き、当事者の了承を得ずに調停の存在や結果を他人に開示することはありません。

全体的に、WIPO 調停における調停プロセスは、WAMC により管理されていない知的財産案件における他のプライベートの調停のプロセスと同じです。主な相違点と言えば、WAMC によりレビューされ承認された WIPO 調停人へのアクセスでしょう。WIPO 調停に発生する手数料も、WAMC は当事者が支払う調停人の手数料に加えて、管理手数料も請求するとの点を除き、米国の知的財産案件におけるプライベートの調停人が請求する手数料に類似します。問題となっている金額が最高 250,000 ドルとなる紛争に関し、当事者は、調停人に一日当たり 2,500 ドルの手数料（準備及び調停で 10 時間を想定）に加えて、250 ドルの管理手数料を支払います。問題となっている金額が 250,000 ドルを超える場合、当事者は、一時間当たり 300 ドル～600 ドル又は一日当たり 1,500 ドル～3,500 ドルの代理調停人手数料に加えて、最大料金が 10,000 ドルとなる、調停により達された和解金の 0.10% を管理手数料として支払います。当事者が金額に不満があると示していない場合や紛争が金額に定量化できない問題に関わる場合、管理手数料は、1,000 ドルから計算されますが、当事者と調停人との協議後に WAMC による更なるレビューで調整が行われる可能性があります。

要するに、能力の高い適任した調停人による適切に管理された調停は、知的財産紛争の解決に非常に効率的かつ費用対効果の高い方法です。WAMC 管理下の調停は、特定の知的財産訓練及び経験を持つ調停人へのアクセスを得るための効果的な選択肢です。同時に、調停は、多くの案件にとって貴重なものである一方で、調停が WAMC を介して又はプライベートで得たか、若しくは裁判所の命令に

よるものかに関係なく、全ての案件に適するわけではありません。知的財産訴訟に関して何事もそうですが、全ての要素を周到に考慮することが、具体的な紛争にとってベストな選択肢を判断するための最善の方策です。